

おかしいと思ったら、あきらめないで今すぐ相談！

消費生活センター

では

消費者被害の救済やその未然防止のための相談や啓発、
消費生活に役立つ情報提供などを行っています。



相談専用 ☎043-207-3000

月～土曜日 9:00～16:30 (電話・来所)

※祝日・年末年始は除く ※土曜日は電話相談のみ



千葉市消費生活センター

千葉市中央区弁天1-25-1

消費者被害防止のため消費生活センターにご協力をお願いします

消費生活センターで行っている、高齢者や障害者に対する消費者被害防止の取り組みにご協力ください。(いずれの取り組みも無料で利用できます。)

1 利用者から相談を受けたら **消費生活相談**

消費者トラブルや多重債務に関する相談を受け付けています。利用者から相談を受けた場合は、ご紹介ください。(詳細は裏面)

2 事業所の職員研修等に **くらしの巡回講座**

15名以上の方を対象に、消費者トラブルなどの講座を実施しています。事業所での研修等にご利用ください。

3 情報収集 **ちばし消費者応援団**

ちばし消費者応援団にご登録いただくと、消費者トラブル等の情報が掲載された消費生活センター発行の情報紙を定期的にお届けします。また、ご登録いただいた団体には、掲示用のステッカーをプレゼントします。

2・3を詳しく知りたい方は**ホームページ**もしくは**千葉市消費生活センター 消費者教育班**まで

所在地：千葉市中央区弁天1-25-1

電話：043-207-3602

FAX：043-207-3111

